

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社アイフリーク

【英訳名】 I-FREEK INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永田 万里子

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
(旧本店の所在の場所：福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号)
(注)平成21年9月28日より本店を上記のとおり移転いたしました。

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪俣 英夫

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪俣 英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社アイフリーク 東京支店
(東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号)
(注)平成21年11月1日より東京支店を東京都港区麻布十番一丁目10番10号から上記に移転いたしました。

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (千円)	2,288,290	2,515,089	931,374	774,297	3,314,768
経常利益又は経常損失 () (千円)	71,109	54,426	26,724	10,187	88,595
四半期(当期)純損失 () (千円)	22,981	86,941	10,097	15,474	142,778
純資産額 (千円)	-	-	1,363,228	1,123,613	1,246,819
総資産額 (千円)	-	-	2,063,023	1,971,307	1,802,946
1株当たり純資産額 (円)	-	-	60,841.65	51,171.41	55,320.66
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	1,024.84	3,995.10	460.63	710.85	6,415.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	64.1	56.5	66.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,067	43,361	-	-	42,381
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	380,311	303,134	-	-	405,339
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	198,625	316,208	-	-	81,026
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	543,522	488,645	432,210
従業員数 (名)	-	-	113	121	115

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。なお、当社は平成21年11月1日に当社唯一の連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併しました。このため、第10期第3四半期連結会計期間に係る純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、現金及び現金同等物の四半期末残高ならびに従業員数については提出会社に係る数値を記載しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、従来の「モバイルイノベーション事業」は、モバイルコンテンツ事業の取り組み及び連携の強化のため、平成21年11月に組織変更したことにより、「モバイルコンテンツ事業」に含めております。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報」の「（注）3 事業区分の変更」をご参照ください。

また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当社は、平成21年11月1日付で連結子会社であった株式会社日本インターシステム（Eコマース事業）を吸収合併しております。この結果、平成21年12月31日現在の当社グループは、提出会社のみとなっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	121[21]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	121[21]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。
- 3 当第3四半期会計期間において従業員数が23名増加しているのは、主として平成21年11月1日付で株式会社日本インターシステムを吸収合併したことによるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

当第3四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同四半期比較については、前第3四半期連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

(1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業	522,932	111.7
Eコマース事業	251,364	54.3
合計	774,297	83.1

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	297,555	31.9	298,514	38.6

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性のあるリスクにつきましては、前連結会計年度における有価証券報告書「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の事項から重要な変更はありません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、現在のところ重要な変更事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループの当第3四半期連結会計期間における売上高は774,297千円（前年同四半期比16.9%減）、営業損失は11,435千円（前年同四半期は営業利益27,185千円）、経常損失は10,187千円（前年同四半期は経常利益26,724千円）、四半期純損失は15,474千円（前年同四半期は四半期純損失10,097千円）となりました。

当第3四半期連結会計期間は、国内外の景気低迷によるサービス・商品の買い控え等の影響により、経営環境はより一層の厳しさを増しました。そのような環境下において、主業であるモバイルコンテンツ事業及びEコマース事業において、利益を拡大する事業基盤を確立すべく事業展開してまいりました。当期は、「新市場の開拓」及び「新会員獲得施策」を重点課題として位置付けて、当第3四半期連結会計期間においても、各種施策を実施しております。また最大商戦機となる、クリスマス・年末年始の最繁

忙期に重点的に販促施策を実施し新たな会員の獲得を推し進めました。これらの成果は、12月に獲得した新規会員による増収効果として今後利益貢献してまいります。

当第3四半期連結会計期間における具体的な取り組み事例として、デコメーションユーザーの更なる拡大を目指し、シニア層へのアプローチを開始いたしました。この取り組みは、株式会社シニアコミュニケーションとの提携により実現いたしました。業界初のシニア向けデコメーションサイト「らくらくデコメ」をオープンし、新たなデコメーション利用者層の掘り起こしを進めてまいります。

また、株式会社イオレとの提携により、約300万人の会員を保有する同社の「らくらく連絡網」のサイト内に、「らくらくデコ取り放題」をオープンいたしました。現状のモバイルコンテンツ業界は、会員獲得のための広告手法が固定化し、新規会員獲得の手法を見直すことが急務となっております。その取り組みと並行し、当社グループの主要顧客層であるF1層以外への訴求も重要と考えております。これらの方針に基づいた取り組みを積み重ねることにより、いままでの広告による会員獲得手法だけに頼ることなく、新たな会員獲得アプローチを進めてまいります。

さらに、モバイルコンテンツ事業の大きな商機である、クリスマス・年末年始には、「iMenu」トップパネル広告(注1)をクリスマスシーズンに実施する等、広告を活用した展開も、費用対効果を鑑みながら併せて実施してまいりました。

このような取り組みを実施しながら、デコメーションのパイオニアとして、老若男女問わずデコメーションの利用が活発化される環境の整備を図っております。

さらに、上記のデコメーション事業での展開に加え、当第3四半期連結会計期間には、デコメーション市場以外への取り組みとして、楽天株式会社、株式会社余白、当社との3社にて、占いサイト「前略プロフィール占い」をオープンいたしました。今後デコメーションを主軸としながらも、新たなジャンルへの展開も開始しております。

Eコマース事業は、ギフトサービスの基盤を確立し、サービスプラットフォームの認知拡大を図るべく、株式会社ミクシィが運営するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)「mixi」のサービスである「mixiアプリ」に、「ミクプレ」の提供を開始いたしました。このアプリは、当社グループのギフトサービスを基本として制作されており、リアルなギフトをマイミク同士で贈りあうことができるサービスとなっております。

また、ギフトサービス及びEコマースサービスにおいて、商品力の強化、付加価値の高いオリジナル商品を提供すべく商品開発等を進め、一層ユーザーニーズを反映させた商品ラインナップ構成とするべく強化いたしました。

今後も、重点課題である「新会員獲得施策」と「新市場開拓」を推し進め、厳しい経営環境が続く中でも、モバイルコンテンツ事業及びEコマース事業の双方で、利益を拡大する事業基盤を確立すべく、事業展開してまいります。

(注) 1 「iMenu」トップパネル広告とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが展開する公式ポータルサイトのトップページに対する広告枠を意味し、モバイル広告最大級のリーチメディアです。

2 「iMenu」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標または商標です。その他、各社の社名、製品名、サービス名は各社の商標または登録商標です。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

従来は、「モバイルコンテンツ事業」、「モバイルイノベーション事業」、「Eコマース事業」の3区分に分類していましたが、当第3四半期連結会計期間より、「モバイルイノベーション事業」を「モバイルコンテンツ事業」に含めた2区分に変更しております。また、前年同四半期比較については、前第3四半期連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業の売上高は522,932千円(前年同四半期比11.7%増)、営業利益は97,144千円(前年同四半期比52.1%増)となりました。

モバイルコンテンツ市場が堅調に推移する一方、競合企業とのデコメーションユーザー獲得競争は、より一層激化しております。そのため、デコメーションのパイオニアとして他社との差別化を図るべく、「新市場の開拓」及び、「新会員獲得施策」を重要な課題として位置付け事業展開してまいりました。

また、クリスマス、年末年始の最繁忙期に、積極的な広告投資を実施いたしました。

具体的な取り組み事例は、デコレーションユーザーの更なる拡大を目指し、シニア層へのアプローチを開始いたしました。この取り組みは、株式会社シニアコミュニケーション様との提携により、業界初のシニア向けデコレーションサイト「らくらくデコメ」をオープンいたしました。

また、株式会社イオレとの提携により、約300万人の会員を保有する同社の「らくらく連絡網」のサイト内に、「らくデコ取り放題」をオープンいたしました。これは、いままでの広告獲得手法に頼った会員獲得ではなく、提携等による新しいアプローチとなっております。また、「らくらく連絡網」のユーザーにアプローチできることから、当社グループの主要顧客層であるF1層以外にも広くアプローチすることが可能となっております。

さらに、クリスマス、年末年始の最繁忙期において、「iMenu」トップパネル広告をクリスマスシーズンに実施する等、広告を活用した展開も、費用対効果を鑑みながら併せて実施してまいりました。

上記のデコレーションの事業展開に加え、新たなジャンルへの取り組み事例として、楽天株式会社、株式会社余白、当社との3社にて、占いサイト「前略プロフィール占い」をオープンいたしました。

従来の、モバイルイノベーション事業部は、当社グループの強みである、研究開発力、クリエイティブ力、サイト運営力の業務フロー改善等を進め、競争力強化に努めました。また、当社グループのモバイルコンテンツ事業向けの取り組みを強化したため、一時的に受託ビジネスの展開スピードを緩めました。

今後は、当社グループの重点課題に対しての取り組みを進めながら、安定的に利益を創出できる事業として利益率の向上を図ってまいります。また、多様化するユーザーニーズに対応すべく、充実したサイトを展開することで、会員数の増加を目指してまいります。また、受託ビジネスについては、当社グループのサイトへの素材提供及び研究開発等と、外部への受託制作のバランスを鑑みながら展開してまいります。

Eコマース事業

Eコマース事業の売上高は251,364千円（前年同四半期比45.7%減）、営業損失は108,879千円（前年同四半期は営業損失38,957千円）となりました。

当第3四半期連結会計期間は、事業基盤確立のため、ギフトサービスのプラットフォームの認知拡大を進めるべく、株式会社ミクシィの運営するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)「mixi」のサービスである「mixiアプリ」に「ミクプレ」の提供を開始いたしました。

また、デコレーションサイトとギフトサイトの会員相互共有化に向けて、サイト間の相互導線を張ることはもちろん、ギフトサービスサイト自体の魅力向上のために商品力強化を進めました。

具体的には、ギフトサービス及びEコマースサービスにおいての共通施策として、商品力の強化、付加価値の高いオリジナル商品を提供すべく商品開発等を進めました。このことで、一層ユーザーニーズを反映させた商品ラインナップ構成とし、デコレーションの会員がギフトサイトを利用する動機付けとなるための展開を進めております。

今後も、モバイルコンテンツ事業で培ったノウハウを基にし、Eコマース事業との融合を図ってまいります。また、高利益率の体質へと変化させるために、オリジナル商品の開発強化等も進めてまいります。

(2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べて106,711千円（8.4%）増加し、1,375,630千円となりました。これは主として、有価証券の増加119,129千円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて61,649千円（11.5%）増加し、595,677千円となりました。これは主として、敷金の差入等による投資その他の資産の増加52,353千円によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて168,361千円（9.3%）増加し、1,971,307千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて103,509千円（18.6%）増加し、659,636千円となりました。これは主として、短期借入金の増加50,000千円、1年内返済予定の長期借入金の増加81,097千円によるものであります。

固定負債は、188,057千円となりました。これは、長期借入金の増加によるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて291,566千円（52.4%）増加し、847,693千円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べて123,205千円（9.9%）減少し、1,123,613千円となりました。これは主として、株式会社日本インターシステムを完全子会社化したことによる少数株主持分の減少38,221千円、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少86,941千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて56,435千円増加し、当第3四半期連結会計期間末には488,645千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、34,550千円となりました（前年同四半期は113,163千円の使用）。

これは主として、未払金の増加額27,713千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期と比較して63,963千円減少し、74,527千円となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出43,610千円、敷金の差入による支出32,657千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、前年同四半期と比較して61,191千円増加し、234,670千円となりました。

これは主として、短期借入金の純増加額150,000千円、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、当社グループの企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

なお、当社は、平成21年9月に本社移転を、平成21年11月に東京支店移転を行っております。移転に伴う建物等の除却につきましては、他の移転に係る費用とともに、事務所移転費用として特別損失に計上しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,762	22,762	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」)	単元株制度を 採用しており ません。
計	22,762	22,762		

(注) 提出日現在発行数には、平成22年2月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割（1：2）の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権

第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注) 1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 2 「資本組入額」には、株式の発行価格5,450円に0.5を乗じた額を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額30,050円を加算した資本組入額は17,750円となります。
- 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 「資本組入額」には、株式の発行価格5,450円に0.5を乗じた額を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額30,050円を加算した資本組入額は17,750円となります。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

会社法に基づく新株予約権

第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{新規発行株式数}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。

4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権の 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額 78,195 円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格 78,195 円に 0.5 を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額 29,595 円を加算した資本組入額は 53,895 円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。
この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年7月28日 至平成26年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。
また、上記のほか、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額52,499円を加算した資本組入額は26,250円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の行使可能期間に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれか遅い方の地位を喪失しても行使可能期間に限って権利行使ができるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。
本新株予約権については、新株予約権者が有している全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
この他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数

- と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に再編成対象会社の新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて組織再編成行為にかかる契約書又は計画において決定する。
- チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日(注)	4	22,762	10	458,208	10	448,208

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 992		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,766	21,766	
発行済株式総数	22,758		
総株主の議決権		21,766	

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区薬院 1丁目1番1号	992	-	992	4.36
計		992	-	992	4.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	50,500	55,000	70,500	62,500	61,500	52,200	49,500	45,200	43,000
最低(円)	30,000	40,000	55,100	50,500	50,600	46,200	41,200	28,100	27,700

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当社は、平成21年11月1日に当社の唯一の連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併しました。これに伴い、当第3四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表は、提出会社の四半期貸借対照表を記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	488,645	432,210
売掛金	611,544	700,131
有価証券	119,129	-
商品	125,293	94,763
仕掛品	31	727
繰延税金資産	15,524	14,643
その他	29,248	36,900
貸倒引当金	13,785	10,458
流動資産合計	1,375,630	1,268,919
固定資産		
有形固定資産	68,929	59,589
無形固定資産		
のれん	140,214	134,880
ソフトウェア	101,493	104,084
その他	6,479	9,266
無形固定資産合計	248,187	248,231
投資その他の資産	278,559	226,206
固定資産合計	595,677	534,027
資産合計	1,971,307	1,802,946
負債の部		
流動負債		
買掛金	101,287	137,234
短期借入金	250,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	86,940	5,843
未払金	158,150	133,924
ポイント引当金	9,826	24,873
その他	53,431	54,252
流動負債合計	659,636	556,126
固定負債		
長期借入金	188,057	-
固定負債合計	188,057	-
負債合計	847,693	556,126

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	458,208	458,088
資本剰余金	448,208	448,088
利益剰余金	255,076	342,017
自己株式	46,012	46,012
株主資本合計	1,115,480	1,202,181
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,478	931
評価・換算差額等合計	1,478	931
新株予約権	9,612	5,483
少数株主持分	-	38,221
純資産合計	1,123,613	1,246,819
負債純資産合計	1,971,307	1,802,946

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	2,288,290	2,515,089
売上原価	1,072,524	1,189,120
売上総利益	1,215,765	1,325,969
販売費及び一般管理費	1,127,511	1,389,669
営業利益又は営業損失()	88,253	63,700
営業外収益		
受取利息	1,713	6,506
受取配当金	-	3,948
その他	152	2,009
営業外収益合計	1,865	12,465
営業外費用		
支払利息	1,598	3,079
持分法による投資損失	16,946	-
その他	464	112
営業外費用合計	19,009	3,191
経常利益又は経常損失()	71,109	54,426
特別利益		
ポイント引当金戻入額	-	13,251
特別利益合計	-	13,251
特別損失		
ソフトウェア除却損	245	541
投資有価証券評価損	-	5,960
事務所移転費用	-	36,582
特別損失合計	245	43,083
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	70,864	84,258
法人税等	92,186	2,683
少数株主利益	1,660	-
四半期純損失()	22,981	86,941

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	931,374	774,297
売上原価	478,530	363,146
売上総利益	452,844	411,151
販売費及び一般管理費	425,658	422,586
営業利益又は営業損失()	27,185	11,435
営業外収益		
受取利息	458	2,071
その他	31	465
営業外収益合計	490	2,536
営業外費用		
支払利息	772	1,289
その他	179	0
営業外費用合計	951	1,289
経常利益又は経常損失()	26,724	10,187
特別損失		
投資有価証券評価損	-	5,960
事務所移転費用	-	2,227
特別損失合計	-	8,187
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	26,724	18,375
法人税等	35,324	2,900
少数株主利益	1,496	-
四半期純損失()	10,097	15,474

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	70,864	84,258
減価償却費	75,602	50,350
のれん償却額	15,868	28,944
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,714	3,327
賞与引当金の増減額(は減少)	38,323	2,593
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,321	15,046
持分法による投資損益(は益)	16,946	-
売上債権の増減額(は増加)	2,585	88,587
たな卸資産の増減額(は増加)	19,177	29,268
仕入債務の増減額(は減少)	53,590	35,946
未払金の増減額(は減少)	26,980	16,194
未払消費税等の増減額(は減少)	2,785	8,081
その他	16,403	48,140
小計	216,421	60,348
法人税等の支払額	205,353	27,145
法人税等の還付額	-	10,158
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,067	43,361
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	116,770
有形固定資産の取得による支出	9,285	45,048
無形固定資産の取得による支出	28,396	19,613
投資有価証券の取得による支出	129,977	20,199
投資有価証券の売却による収入	-	29,311
投資有価証券の償還による収入	20,000	-
子会社株式の取得による支出	-	72,500
関係会社株式の取得による支出	40,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	219,253	-
貸付金の回収による収入	24,500	-
敷金の差入による支出	-	89,033
敷金の回収による収入	-	22,018
その他	2,101	8,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	380,311	303,134
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	270,000	50,000
長期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	22,497	30,846
ストックオプションの行使による収入	65	119
自己株式の取得による支出	46,476	-
利息の支払額	2,465	3,065
財務活動によるキャッシュ・フロー	198,625	316,208
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	170,618	56,435
現金及び現金同等物の期首残高	714,141	432,210
現金及び現金同等物の四半期末残高	543,522	488,645

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間から、連結子会社であった株式会社フィール・ジーを吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。 当第3四半期連結会計期間から、連結子会社であった株式会社日本インターシステムを吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 該当ありません。
2 事業区分の変更	当第3四半期連結会計期間から、事業の種類別セグメント情報における事業区分を変更しております。この変更内容及び従来の区分との比較につきましては、セグメント情報に記載しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めていた「法人税等の還付額」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は2,503千円であります。 前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金の差入による支出」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「敷金の差入による支出」は30千円であります。 前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「敷金の回収による収入」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「敷金の回収による収入」は190千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 82,227千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 77,486千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目	1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 361,288千円	広告宣伝費 562,417千円
支払手数料 132,082千円	支払手数料 130,645千円
給与手当 192,244千円	給与手当 249,065千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目	1 販売費及び一般管理費の主要項目
広告宣伝費 129,889千円	広告宣伝費 152,207千円
支払手数料 46,734千円	支払手数料 42,410千円
給与手当 84,025千円	給与手当 85,265千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 同左

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,762

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	992

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末 残高(千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権			9,612
合計				9,612

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

企業集団の事業の運営において重要な有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
当第3四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるものではありません。
- 2 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
- 3 当第3四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

(共通支配下の取引等)

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業 名称：株式会社アイフリーク（当社）

事業の内容：モバイルコンテンツ事業、モバイルイノベーション事業

被結合当事企業 名称：株式会社日本インターシステム

事業の内容：Eコマース事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社日本インターシステムを消滅会社とする吸収合併方式

(3) 結合後企業の名称

株式会社アイフリーク

(4) 取引の目的を含む取引の概要

世界的に経済環境が悪化していく中で、事業競争力を強化するためには、経営資源の効率化及び管理コストの低減を図ることが重要であるとの判断により、同社を吸収合併することといたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	432,899	35,139	463,336	931,374	-	931,374
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1,658	207	1,865	(1,865)	-
計	432,899	36,797	463,544	933,240	(1,865)	931,374
営業利益又は営業損失()	149,598	85,710	38,957	24,930	2,254	27,185

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業(千円)	Eコマース 事業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	522,932	251,364	774,297	-	774,297
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	525	54	579	(579)	-
計	523,457	251,419	774,876	(579)	774,297
営業利益又は営業損失()	97,144	108,879	11,735	300	11,435

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営、企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(2) Eコマース事業：モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

3 事業区分の変更

従来の「モバイルイノベーション事業」は、モバイルコンテンツ事業の取り組み及び連携の強化のため、平成21年11月に組織変更したことにより、「モバイルコンテンツ事業」に含めております。

変更後の区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は以下のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業(千円)	Eコマース 事業(千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	468,038	463,336	931,374	-	931,374
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,658	207	1,865	(1,865)	-
計	469,696	463,544	933,240	(1,865)	931,374
営業利益又は営業損失()	63,888	38,957	24,930	2,254	27,185

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,337,667	110,046	840,575	2,288,290	-	2,288,290
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	6,463	207	6,671	(6,671)	-
計	1,337,667	116,509	840,783	2,294,961	(6,671)	2,288,290
営業利益又は営業損失()	309,562	110,961	113,501	85,099	3,154	88,253

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各区分に属する主要な品目
- (1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。
- (2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。
- (3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。
- 3 事業名称の変更
- 平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。
- 4 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。
- この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総利益及び営業利益はモバイルイノベーション事業が12,219千円それぞれ減少しております。
- 5 第2四半期連結会計期間において、株式取得により株式会社日本インターシステムが連結子会社になったことに伴い、Eコマース事業における資産の金額が434,430千円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,531,482	983,607	2,515,089	-	2,515,089
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,109	54	5,163	(5,163)	-
計	1,536,591	983,661	2,520,253	(5,163)	2,515,089
営業利益又は営業損失()	85,583	151,683	66,100	2,400	63,700

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各区分に属する主要な品目
- (1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営、企業向けモバイルソリューションサービスの提供。
- (2) Eコマース事業：モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

3 事業区分の変更

従来の「モバイルイノベーション事業」は、モバイルコンテンツ事業の取り組み及び連携の強化のため、平成21年11月に組織変更したことにより、「モバイルコンテンツ事業」に含めております。

変更後の区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業(千円)	Eコマース事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,447,714	840,575	2,288,290	-	2,288,290
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,463	207	6,671	(6,671)	-
計	1,454,177	840,783	2,294,961	(6,671)	2,288,290
営業利益又は営業損失()	198,601	113,501	85,099	3,154	88,253

第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	モバイルコンテンツ事業(千円)	Eコマース事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,008,550	732,242	1,740,792	-	1,740,792
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,584	-	4,584	(4,584)	-
計	1,013,134	732,242	1,745,376	(4,584)	1,740,792
営業利益又は営業損失()	11,560	42,803	54,364	2,100	52,264

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)海外売上高がないため、記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 51,171円41銭	1株当たり純資産額 55,320円66銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,123,613	1,246,819
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	9,612	43,705
(うち新株予約権)	(9,612)	(5,483)
(うち少数株主持分)	(-)	(38,221)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	1,114,001	1,203,113
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	21,770	21,748

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失() 1,024円84銭	1株当たり四半期純損失() 3,995円10銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(千円)	22,981	86,941
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	22,981	86,941
普通株式の期中平均株式数(株)	22,424	21,762
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、第7回新株予約権(105個)、第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失() 460円63銭	1株当たり四半期純損失() 710円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失 ()(千円)	10,097	15,474
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	10,097	15,474
普通株式の期中平均株式数(株)	21,921	21,769
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(200個)、 第7回新株予約権(105個)、 第8回新株予約権(5個) この概要は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆野 力
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 清朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定社員 公認会計士 轟 芳 英
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。